

相生市デジタル基盤地図整備及び
GIS システム導入業務

仕 様 書

令和7年2月

相生市 企画総務部 企画広報課

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、相生市（以下「発注者」という。）が実施する「相生市デジタル基盤地図及びGISシステム導入業務（以下「本業務」という。）に適用するものとする。

(目的)

第2条 本業務は、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けたまちづくりを行う観点から、各種インフラ情報等のデジタル化を行い、デジタルデータ基盤（都市計画基本図・道路台帳図・農道台帳図の統合編集をした異縮尺混在型の数値地形図）を構築するものである。さらに公開型GISを用いて情報公開することで、地域住民が来庁せずとも必要な情報を入手できる環境を構築し、地域住民のサービス向上・高度化を図ることを目的とする。

(遵守する関係法令等)

第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の関係法令等を遵守して遂行しなければならない。

- (1) 測量法（昭和24年 法律第188号）、同施行令及び同施行規則
- (2) 相生市公共測量作業規程（平成26年 国国地113号）
- (3) 航空法（昭和27年 法律第231号）
- (4) 都市計画法（昭和43年 法律第100号）、同施行令及び同施行規則
- (5) 地方交付税法（昭和25年 法律第211号）
- (6) 地理空間情報活用推進基本法（平成19年 法律第63号）
- (7) 地理空間情報活用推進基本計画（令和4年3月 閣議決定）
- (8) 地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令（平成19年8月 国土交通省令第七十八号）
- (9) 地理情報標準第2版（平成14年3月 JSG2.0 国土交通省国土地理院）
- (10) 地理情報標準プロファイル（JPGIS）2014（令和元年7月 国土交通省国土地理院）
- (11) 地理空間データ製品仕様書作成マニュアル（JPGIS）2014（令和2年11月 国土交通省国土地理院）
- (12) 地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン（令和5年6月 改訂 地理空間情報活用推進会議）
- (13) 相生市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年 条例第23号）及び同細則
- (14) 相生市契約規則（昭和39年 規則第25号）
- (15) その他関係法令、通達等

(提出書類)

第4条 受注者は、本業務にあたり、次の書類を発注者に提出し承認を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者届及び経歴書（資格証明書、雇用証明書含む）
- (3) 照査技術者届及び経歴書（資格証明書、雇用証明書含む）
- (4) 業務工程表
- (5) 業務計画書
- (6) その他業務に関する書類

(業務実施体制)

第5条 本業務を円滑に履行するため、受注者は次に示す条件を満たす者を配置しなければならない。

- (1) 主任技術者

主任技術者は、国土地理院が認定する測量士の資格を有するものを配置すること。

- (2) 照査技術者

照査技術者は、（公財）日本測量協会が認定する空間情報総括監理技術者の資格を有している者を配置すること。

(打合せ協議)

第6条 本業務を円滑に履行するため、受注者と発注者は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ回数は着手時及び中間1回、納品時の計3回を基本とする。

- 2 受注者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議するものとする。

(関係官公署の手続き等)

第7条 本業務実施中、関係者または関係官公署との折衝を要する場合及び折衝を受けた場合は、発注者に申し出て指示を受けるものとする。

- 2 受注者は、本業務の実施に当たっては、測量法に基づく公共測量実施計画書の作成、測量成果の使用承諾申請、公共測量成果の提出、公共測量実施・終了の公示等、関係官公署への手続に必要な準備を速やかに実施するものとする。また、国土地理院より技術的助言及び情報提供等があった場合には、受託者は発注者へ報告するとともに、発注者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。

(現場立入り及び安全の確保)

第8条 本業務の実施に当たり、現地測量等に際し第三者が権利を有する又は管理する土地に立ち入る場合は、あらかじめ発注者に通知するとともに地元関係者との係争を生じないように、十分な協議調整を行わなければならない。

(資料の貸与及び返却)

第9条 本業務に必要な資料及びデータ等は、発注者が受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与する資料及びデータ等について、個人情報や守秘情報の取扱等その重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故がないよう所在を明らかにするとともに、厳重に管理及び取扱を行うものとし、本業務完了後は速やかに返却若しくは消去するものとする。

(成果品の帰属)

第10条 本業務における成果品（業務の履行過程において得られた記録などを含む）は、すべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に公表、貸与または使用してはならないものとする。但し受注者又は他の著作物に関する著作権についてはこの限りではない。

(完了検査)

第11条 受注者は、業務完了後、発注者の検査を受けるものとし、発注者から本仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、受注者の費用負担において速やかに修正を行い、検査の合格をもって完了とするものとする。

(守秘義務)

第12条 受注者は、契約から生じる一切の権利・義務を第三者に譲渡または貸与してはならないものとし、業務で知りえた秘密を第三者に漏洩してはならず、業務完了後も同様とする。

(損害賠償)

第13条 受注者は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を負い、事故内容等を遅滞なく発注者に報告するものとし、損害賠償等の請求があった場合は、一切の処理を受注者の責任において行うものとする。

(履行期間)

第14条 本業務の履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月31日までとする。

第2章 業務概要

(業務概要)

第15条 業務概要は、次の通りとする。なお、業務の詳細な数量については、【別紙1】「業務作業量及び貸与資料一覧」を参照するものとする。

1 デジタルデータ基盤構築及び各種インフラ情報等デジタル化

- (1) 航空写真撮影/地図情報レベル1000 (全域 90.4 km²)
- (2) 都市計画基本図修正/地図情報レベル2500 (全域 90.4 km²)
- (3) 道路台帳デジタル化
- (4) 農道台帳デジタル化
- (5) デジタルデータ基盤構築
- (6) 縮小地形図作成/地図情報レベル10000, 25000 (全域 90.4 km²)
- (7) 都市計画情報関連データ修正
- (8) 農業集落排水台帳デジタル化
- (9) 各種データ作成

なお、下水道台帳のデジタル化を令和8年度に予定しているため、本仕様書に基づき下水道台帳デジタル化にかかる参考見積もりを別途提出すること。

2 GIS活用環境構築

- (1) 庁内GIS活用環境構築
- (2) 庁外GIS活用環境構築
- (3) ネットワーク及びハードウェア調達

※本仕様書は、一般的な数値地形図の修正手法や台帳図のデジタル化手法等について明記しているが、実際の作業を指定するものではない。ただし、デジタルデータ基盤構築においては、公共測量として実施することを条件とする。

(貸与資料)

第16条 発注者は、本業務に必要な資料として、次のものを貸与するものとする。

- | | |
|---|----|
| (1) DMデータファイル (地図情報レベル2500、10000、25000) | 1式 |
| (2) 都市計画情報関連データ (Shape形式) | 1式 |
| (3) 道路台帳現況平面図 (紙資料orマイラー図) | 1式 |
| (4) 道路台帳図 (紙資料orマイラー図) | 1式 |
| (5) 道路認定路線網図データ (施設位置図・図郭割含む) (Shape形式) | 1式 |
| (6) 道路台帳調書 | 1式 |

(7) 交通安全施設データ (Shape形式)	1式
(8) 境界明示データ (Shape形式・JPEG形式)	1式
(9) 農道台帳平面図 (紙資料、TIFF)	1式
(10) 農道台帳図 (TIFF)	1式
(11) 農道認定路線網図データ (施設位置図・図郭割含む) (Shape形式)	1式
(12) 農道台帳調書	1式
(13) 農業集落排水台帳 (紙資料)	1式
(14) 排水設備設置計画図 (紙資料)	1式
(15) その他本業務の履行に必要なもので、発注者が認めるもの	1式

第3章 共通事項

(全体計画)

第17条 本業務における目的を考慮して、発注者の基本方針を十分把握・認識したうえで、合理的かつ効率的に業務を遂行するための計画を立案するものとする。また、細部計画を立案した後「業務実施計画書」を提出して発注者の承認を得るものとする。

(資料収集整理)

第18条 本業務に必要な資料及びデータ等は、発注者が受注者に貸与するものとする。また、受注者は貸与する資料及びデータ等について、情報の取扱等その重要性を認識し、資料の破損、紛失、盗難等の事故がないよう所在を明らかにするとともに厳重に管理及び取扱を行うものとし、本業務完了後は速やかに返却するものとする。

(製品仕様書)

第19条 受注者は「地理情報標準プロファイル (JPGIS) 2014」に準拠した製品仕様書を発注者受注者協議の上作成するものとする。

(品質評価)

第20条 受注者は製品仕様書に記載されている品質要求を満たしているか、品質評価手順に基づき品質評価を実施するものとする。評価の結果、品質要求を満足していない項目が発見された場合は、必要な調整を行うものとする。

(メタデータ作成)

第21条 受注者は本業務で作成する製品仕様書に従い、データファイル管理及び利用において必要となる事項について、その内容を取りまとめたメタデータを作成するものとする。

(業務報告書作成)

第22条 受注者は本業務のとりまとめを行い、報告書として提出するものとする。

第4章 デジタルデータ基盤構築及び各種インフラ情報等デジタル化

(航空写真撮影)

第23条 本作業は、デジタル航空カメラ及び直接定位装置（GNSS/IMU）を用いて航空写真撮影を実施し、後続作業の都市計画基本図修正等の基礎資料として行うものとする。

1 撮影計画

受注者は撮影を行うにあたり、製品仕様書により目的とする撮影成果が所定の品質を満たすために必要となる作業方法、使用する主要な機器、要員、日程等について適切な作業計画を立案するものとする。なお、撮影は次の要件を満たすものとする。

- (1) 地形などを考慮して、実態空白部を生じないこと。
- (2) GNSS衛星の数及び配置は、作業に必要な精度が得られること。
- (3) 同一コースの撮影は、直線かつ等高度であること。
- (4) 同一コース内の隣接空中写真との重複度は60%、隣接コースの空中写真との重複度は30%を標準とする。
- (5) 撮影区域を完全にカバーするよう、撮影コースの始めと終わりの撮影区域外をそれぞれ最低1モデル以上撮影すること。
- (6) 撮影基準面は、原則として撮影区域に対して一つを定めるが、比高の大きい区域にあっては、数コース単位に設定すること。
- (7) 対地高度は、地上画素寸法、素子寸法及び画面距離から求めること。撮影高度は、対地高度に撮影区域内の撮影基準面高又は平均標高も加えたものであること。
- (8) 撮影コース長は、IMUの蓄積誤差を考慮して概ね15分以内とすること。
- (9) GNSS基準局は近傍の電子基準点を使用するものとするが、撮影対象区域からそれぞれの電子基準点までの距離が作業に必要な精度が得られること。
- (10) キネマティック解析における数値バイアスの決定方法は、GNSS基準局と撮影対象区域の基線距離を考慮し、地上初期化方式と空中初期化方式から選択すること。
- (11) IMU初期化飛行は、撮影の開始コース、終了コース及び撮影基準面が異なるコースを考慮し行うこと。

2 デジタル航空写真撮影

デジタル航空写真撮影は、写真地図（デジタルオルソ）作成に必要な精度を確保できるものとし、撮影にあたっては、次に定める事項を考慮して行うものとする。

- (1) 複合エリアセンサー型デジタル航空カメラ（DMCⅢ、UCX等）を用いること。
- (2) 地上解像度12.0cmを標準としたカラー撮影とする。
- (3) 撮影は、航空機の運航に支障のない視程状況であり、かつ太陽による影が長くない時間帯（正午を中心に概ね前後2時間以内）に行うものとする。
- (4) GNSS衛星の配置が良好な時に行うものとし、撮影時のGNSS衛星の数は、5個以上を標準とする。

- (5) 雲、煙、霧及びハレーションの影響が少ないように配慮し撮影を行うものとする。
- (6) 撮影時に地上GNSS基準局（電子基準点）のGNSS観測データ、航空機搭載のGNSS観測データ及びIMU観測データを取得するものとする。
- (7) 撮影後、撮影結果に基づき標定図を作成するものとする。作成する標定図は、原則として、数値地形図データファイル形式とし、背景は地図情報レベル50000を用いることとする。標定図には撮影年月日、撮影縮尺、撮影コース及びコース番号、写真主点等を記入するものとする。

3 GNSS/IMU計算

受注者は、撮影終了後、速やかにGNSS/IMUの解析計算を行うものとし、次に定める事項を考慮して行うものとする。

- (1) GNSS基準局及び航空機で取得したGNSS（GNSS時間及び経度、緯度、高度）のGNSS観測データを用いて、キネマティック解析を行うものとする。
- (2) キネマティック解析及びIMU（加速度（北方向、東方向、鉛直下方向）、軌跡及び3軸の傾き）観測データによる最適軌跡解析を行うものとする。
- (3) 最適軌跡解析結果より写真地図（デジタルオルソ）画像作成に必要な外部標定要素を算出するものとする。また、算出したデータは、汎用的なフォーマットで作成するものとする。

4 数値写真作成

受注者は、撮影終了後、速やかにカラー画像の合成を行うものとする。

- (1) 画像合成は、4個のパンクロCCDカメラで取得した画像を合成し、RGBのカラー情報を付加してカラー画像を作成するとともに、色調補正を行うものとする。
- (2) 合成されたカラー画像には、撮影期日、コース番号、写真番号等の情報を付加するものとする。
- (3) カラー合成画像のデータファイル形式は各色8bit以上の非圧縮TIFF形式とし、原画像としてハードディスクに格納するものとする。

5 点検

受注者は、GNSS/IMU計算結果、数値写真について速やかに点検を行い、再撮影の必要がある場合は、速やかに再撮影を行うものとする。なお、再撮影は、原則として当該コースの全部について行うものとし、費用は全て受注者の負担にて行うものとする。

6 標定点測量

受注者は、地上検証点の三次元座標とGNSS/IMUの解析計算の成果を外部標定要素とし、必要に応じて調整計算用の標定点測量を行うものとする。なお、地上検証点は、対空標識または航空写真画像上において周辺地物との色調差が明瞭な構造物等を選定するものとする。

7 同時調整

受注者は、デジタルステレオ図化機によりパスポイントおよびタイポイント並びに標

定点等の写真座標を自動および手動測定し、GNSS/IMU装置により得られた外部標定要素との調整計算を行った上、各写真の外部標定要素およびパスポイント、タイポイント等の水平位置および標高を定めるものとする。

8 数値地形モデル作成

受注者は、外部標定要素を使用して、ステレオマッチングの技術手法により標高の取得を行い、その後グリッド又は不整三角網へ変換するものとする。なお、ステレオモデルと比較して著しく地表面と異なった標高データ及び地形形状の部分については、ブレイクライン法にて標高情報の取得を行うものとする。

9 オルソ画像作成

受注者は、デジタル写真測量システムで生成されたステレオモデル上で、前作業までで作成された数値地形モデルを用いて正射変換を行い、デジタルオルソ画像を作成するものとする。

- (1) 隣接する正射変換画像との接合において、著しい地物のくい違いおよび色調差が生じないようにデジタル処理により接合を行うものとする。
- (2) 作成された正射変換画像は、指定する図郭単位に切り出しを行い、位置情報を付加するためのインデックスファイルとして、位置情報ファイルを図郭ごとに作成するものとする。なお、画像ファイルはTIFF形式、位置情報ファイルはワールドファイル仕様とする。

10 データファイル作成

受注者は、モザイク処理したデジタルオルソ画像を次の条件に従い作成するものとする。

- (1) デジタルオルソ画像は都市計画基本図の図郭単位に分割するものとする。
- (2) 都市計画基本図の図郭単位に座標ファイルを付加するものとする。
- (3) デジタルオルソ画像のファイル形式はTIFF形式、座標ファイル形式はTXT形式にて作成するものとする。

(都市計画図基本図修正)

第24条 本作業は、前条にて撮影された航空写真撮影成果を基に、現在の数値地形図データファイル（地図情報レベル2500）について経年変化部分を修正するものとする。

1 計画準備

受注者は、作業着手前に、数値地形図の縮尺及び精度基準等を確認し、作業の方法及び各工程で使用する機器・要員・日程を決定し、適切な作業計画の立案を行うものとする。

2 予察

受注者は、旧数値地形図データの点検後、航空写真データと旧数値地形図データを基に経年変化箇所の抽出を行い、現地調査及び修正数値図化等の後続作業に必要な資料を

作成するものとする。修正箇所の抽出は、同時調整前の航空写真データと既数値地形図データをコンピューター内で座標調整を行い、ディスプレイ上に重ね合わせることで抽出を行うものとする。なお、修正箇所の抽出作業は目視点検にて行い、経年変化率算出結果も踏まえ予察結果図として発注者に報告し、承認を得るものとする。

3 現地調査

受注者は、修正データを作成するために必要な各種表現事項、名称等を以下の事項について現地において調査確認し、その結果を旧数値地形図データファイルの出力図、修正データの出力図等に記入するものとする。また、必要に応じて補備測量を行うものとする。

- (1) 予察結果の確認
- (2) 空中写真上で判読困難又は判読不能な事項
- (3) 図式の適用上必要な事項
- (4) 注記に必要な事項及び境界
- (5) その他特に必要とする事項

4 修正数値図化

受注者は、航空写真画像データファイル、外部標定要素をデジタルステレオ図化機に取り込み、予察及び現地調査結果から判断された経年変化修正箇所等について、後続の編集作業における既存データとの整合性を確認するために必要となる周辺部を含めた地形・地物等の地図情報を数値形式(X, Y, Zの座標と所定の分類コード)で取得し、修正数値図化データを作成するものとする。

修正数値図化に用いるデジタルステレオ図化機は、所定の精度(地図情報レベル2500)を保持できる性能を有するものを使用し、数値図化時にデータの取得状況や結線情報が図形としてモニタリングでき、かつ編集機能がついているものを使用する。

5 修正数値編集

受注者は、図形編集装置を用いて、旧数値地形図データに取得された修正データの加除訂正等を行うことにより、修正済データを作成するものとする。

旧数値地形図データと修正データの整合を図りつつ、接合点では座標値を一致させることとする。

変更地物等の修正、削除は、一つの図形等の単位で行い、終始点座標の一致している図形の一部が変化している場合は、旧数値地形図データの非変化部の座標を複写・接合することにより、一つの修正済データとして作成する。

6 数値地形図データファイル作成

受注者は、補測編集済データから数値地形図データファイルを作成し、電磁的記録媒体(CD-ROM等)への記録及びウイルスチェックを行うものとする。なお、数値地形図データファイルの番号体系等は、協議の上決定するものとする。

(道路台帳デジタル化)

第25条 本作業は、現在アナログ管理されている道路台帳図のデジタル化を行い、デジタルデータ基盤の地形図として利活用できるよう作成するものとする。

1 計画準備

受注者は、道路台帳デジタル化における作業方法及び各工程における使用機器、人員構成等を決定し、後続作業に支障の無いよう合理的かつ効率的に業務を遂行するための業務計画書を作成し発注者の承認を得るものとする。

2 道路部地形予察

受注者は、道路台帳図データの経年変化修正を行うため、最新の道路台帳における現況平面図と最新の航空写真データとの予察作業を行い、経年変化箇所抽出を行うものとする。なお、受注者は経年変化箇所について取りまとめを行い、発注者に報告するものとする。

3 道路台帳図数値化

受注者は、地物別にレイヤ分類する基本的な仕組みを構築するために、以下の点に注意し実施するものとする。

(1) 台帳図精度は全域地図情報レベル1000で図化するものとし、アナログ図面にて地図情報レベル500で管理されている図面についても同様とする。

(2) 以下の地物については、道路区間ごとに台帳図記載（現地調査取得結果）の道路要素をミリメートル単位で整合させ入力するものとする。

- ① 道路幅員
- ② 歩道幅員
- ③ 分離帯幅員
- ④ 蓋有U字側溝幅員
- ⑤ 蓋無U字側溝幅員
- ⑥ L字側溝幅員

(3) 図面間の接合は、取得分類（レイヤ）ごとにシームレスデータを作成するものとする。

(4) 道路区間ごとの面処理（ポリゴン化）は、「道路区域」「道路部」「歩道」「側溝」で区間切りによる分割処理を行うものとする。

(5) 道路区間の台帳要素は、次のとおりとする。

- ① 路線番号
- ② 区間切り線
- ③ 道路部幅員
- ④ 側溝種別、幅員
- ⑤ 縦断勾配
- ⑥ 曲率半径

- ⑦ 区域線（確定箇所のみ）
- ⑧ 橋梁旗揚げ（橋梁、踏切、立体交差）
- ⑨ 踏切旗揚げ、立体交差旗揚げ
- ⑩ トンネル旗揚げ
- ⑪ 起終点記号
- ⑫ 交通不能区間
- ⑬ その他必要な事項

4 現地補測調査

受注者は、発注者が指示する補正更新が必要な部分について工事出来高図等を参考に、補足調査を現地にて行うこととする。補足調査を行う場合は、範囲を原則として道路区域までとして下記の事項を考慮すること。

- (1) 道路区域内については、台帳図における幅員要素として必要な項目はすべて測定し、幅員はセンチ単位で取得するものとする。
- (2) 調査、測量を要する主な項目については、以下の通りとする。
 - ① 道路及び道路構造の区分
 - ② 道路境界杭
 - ③ 側溝の形状、種別、寸法
 - ④ 道路部、歩道、車道、分離帯等の幅員
 - ⑤ 路面種別の区分
 - ⑥ 道路附属物の位置及び種別
 - ⑦ 道路占用物の位置及び種別
- (3) 現地補備調査は、数値編集素図に表現されている重要な事項の確認及び編集困難な部分を国土地理院三角点、既設公共基準点、新設公共基準点等、図化作業により測定された確実かつ明瞭な点に基づいてTS測量及び平板測量より作成した数値地形図データ等により行うものとする。

5 道路現況調査

受注者は、現況平面図及び道路台帳作成に必要な項目について、関係法令に準拠して、調査及び測定、資料収集するものとする。内容については以下の通りとする。

- (1) 車道の幅員が、0.5m以上変化する箇所ごとにおける当該箇所の車道幅員
- (2) 曲線半径（30m以上のもの除く）
- (3) 縦断勾配8%以上の区間延長、勾配
- (4) 路面の種類
- (5) 自動車交通不能区間
- (6) 道路の附属物（柵、駒止、並木、道路標識、道路鏡）
- (7) 交差し、若しくは分岐接続する道路又は重複する道路並びにこれらの主要なものの種類及び路線名

- (8) 主要な占用物件（マンホール、電柱、消火栓、信号機）
- (9) 三角点、基準点、水準点、その他測量基準点及び境界点
- (10) その他監督職員の指示する事項

6 道路台帳平面図修正

受注者は、前条までに取得した調査結果を公共測量作業規程に従ってデータの作成・編集を行い、不明・不足箇所等については再度調査を行い、再編集を行うものとする。

7 測定基図作成

受注者は、前作業にて作成された図面の出力図を作成し基図とするものとする。測定基図は、調書作成に必要な諸事項のデータ表作成のため、路線毎に道路現況調査の成果に基づき区間割、測定線及び区間番号を付してデータ読み取りの基礎資料となるよう主に次に示す事項について実施するものとする。

- (1) 道路幅員別（0.5m以上変化する箇所）
- (2) 道路区分別（重要、供用、未供用、改良、未改良）
- (3) 路面種別（コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等）
- (4) 道路構造別（車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等）
- (5) 道路種別（1級、2級、その他）
- (6) 道路折曲部
- (7) 立体横断施設
- (8) 安全施設
- (9) 自動車交通不能区間
- (10) その他、監督職員の指示により必要とする事項

8 道路反射鏡及び防護柵等データ作成

受注者は、発注者が指示する資料に基づき道路付属物（道路反射鏡・道路照明・道路標識等）や道路施設について現地確認を行い、修正を行うものとする。なお、記載方法については発注者受注者協議の上決定するものとする。

9 境界明示データ作成

受注者は、発注者が貸与する官民境界確定綴りより境界明示箇所の位置情報及び属性情報のデータ作成を行うものとする。なお、申請図書（協定書）及び確定図等の関連図書については、スキヤニングを行い、庁内利用システムにて閲覧可能なデータ整備を行うものとする。

10 検査校正

受注者は、完成した現況図、台帳図と編集図、測定基図と対比し、更新漏れや描画方法の疑問点を抽出し修正を行うものとする。

11 データ編集及び座標測定

受注者は、測定基図に基づき各調書作成に必要な各種データを路線毎にデータ表に整理し、区間データ、路線データを作成するとともに、精密座標測定機により、道路面積

及び延長を算出する為に必要な座標値を測定するものとする。

12 電算処理

受注者は、以下に示す事項について実施するものとする。

- (1) 作成されたデータ表の数値を電算に取り込み延長、面積を計算する。
- (2) 作成された新データの値と、前年作成された値を比較計算し増減表を作成する。
- (3) 増減表と測定基図作成時に計算した予想数値と対比しデータ作成と電算結果に誤りがないか確認を行う。

13 道路台帳調書作成

受注者は、作成したデータから道路台帳調書を作成するものとする。また、フォーマット及び記載項目は、既存の道路台帳調書をベースに発注者受注者協議のうえ決定するものとする。なお、道路台帳の区間切りは、以下の項目とするが、疑義が生じる場合は、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

- (1) 道路幅員別（0.5m以上変化する箇所）
- (2) 道路区分別（重要、供用、未供用、改良、未改良）
- (3) 路面種別（コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等）
- (4) 道路構造別（車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等）
- (5) 道路種別（1級、2級、その他）
- (6) 道路折曲部
- (7) 立体横断施設
- (8) 安全施設
- (9) 自動車交通不能区間
- (10) その他、監督職員の指示により必要とする事項

14 新旧調書データ比較検証

受注者は、旧アナログ台帳の調書とデジタル化による新調書の数値比較検証を行うものとする。総延長、実延長および総面積のほか、サンプルの路線をいくつか抽出し、数値の誤差を検証するものとする。検証結果は、成果報告書として納めるものとする。

15 道路台帳図データファイル作成

受注者は、道路台帳図データファイルを作成し、電磁的記録媒体（CD-ROM等）への記録及びウイルスチェックを行うものとする。なお、道路台帳図データファイルの番号体系等は、協議の上決定するものとする。

16 認定路線網図修正

受注者は、更新された路線について修正計測すると共に、属性を付加したデータ作成を行うものとする。作成するデータ項目は次のとおりとする。

- (1) 認定路線形状（経路）
- (2) 認定路線番号
- (3) 道路種別（1級路線、2級路線、その他路線）

- (4) 起終点地番
- (5) 認定年月日
- (6) 供用開始年月日
- (7) その他必要と思われるもの

17 認定路線調書作成

受注者は、全ての認定路線について認定路線調書の作成を行うものとする。なお、とりまとめについては発注者受注者協議の上決定するものとする。

18 製本

受注者は、検査修正後に完了した道路台帳数値図化データを出力し、製本を作成するものとする。なお、製本の色・縮尺等は発注者受注者協議の上決定するものとする。また、道路台帳調書についてもあわせて製本するものとする。作成する調書は下記のとおりとする。

- (1) 道路法第28条に基づく調書
- (2) 国土交通省「道路施設現況調査提要」に基づく調書
- (3) 総務省様式による調書
 - ① 地方交付税基礎数値集計表
 - ② 道路・橋梁増減表
 - ③ 橋梁内訳表
- (4) その他の調書
 - ① 市町村公共施設
 - ② 実延長面積調書
 - ③ 橋梁写真付き調書
 - ④ 実延長調書
 - ⑤ 道路台帳調書
 - ⑥ 歩道等設置道路延長の幅員別内訳
 - ⑦ 認定路線調書
 - ⑧その他、監督職員の指示により必要とする事項

(農道台帳デジタル化)

第26条 本作業は、現在アナログ管理されている農道台帳図のデジタル化を行い、デジタルデータ基盤の地形図として利活用できるよう作成するものとする。

1 計画準備

受注者は、農道台帳デジタル化における作業方法及び各工程における使用機器、人員構成等を決定し、後続作業に支障の無いよう合理的かつ効率的に業務を遂行するための業務計画書を作成し発注者の承認を得るものとする。

2 農道台帳図幾何補正

受注者は、発注者より貸与する農道台帳ラスターデータについて台帳図に四隅座標、路線図に座標表記がある場合は、それらを利用して標定を行うものとする。ただし、座標表記の無い図面については、台帳図と航空写真画像データ（写真地図）を用いて、台帳図と整合箇所を基に幾何補正を行うものとする。

3 農道部地形予察

受注者は、農道台帳図データの経年変化修正を行うため、最新の農道台帳における現況平面図と最新の航空写真データとの予察作業を行い、経年変化箇所の抽出を行うものとする。なお、受注者は経年変化箇所について取りまとめを行い、発注者に報告するものとする。

4 農道台帳図数値化

受注者は、地物別にレイヤ分類する基本的な仕組みを構築するために、以下の点に注意し実施するものとする。

(1) 台帳図精度は全域地図情報レベル1000で図化するものとし、アナログ図面にて地図情報レベル500で管理されている図面についても同様とする。

(2) 以下の地物については、農道区間ごとに台帳図記載（現地調査取得結果）の農道要素を整合させ入力するものとする。

- ① 道路幅員
- ② 歩道幅員
- ③ 分離帯幅員
- ④ 蓋有U字側溝幅員
- ⑤ 蓋無U字側溝幅員
- ⑥ L字側溝幅員

(3) 図面間の接合は、取得分類（レイヤ）ごとにシームレスデータを作成するものとする。

(4) 農道区間ごとの面処理（ポリゴン化）は、「農道区域」「農道部」「歩道」「側溝」で区間切りによる分割処理を行うものとする。

(5) 農道区間の台帳要素は、次のとおりとする。

- ① 路線番号
- ② 区間切り線
- ③ 道路部幅員
- ④ 側溝種別、幅員
- ⑤ 橋梁旗揚げ（橋梁、踏切、立体交差）
- ⑥ 踏切旗揚げ、立体交差旗揚げ
- ⑦ トンネル旗揚げ
- ⑧ 起終点記号

- ⑨ 交通不能区間
- ⑩ 農道管理者
- ⑪ 主要な付属物
- ⑫ 主要な工作物
- ⑬ その他必要な事項

5 農道路線網図修正

受注者は、農道台帳図数値化作業で取得する道路中心線データを利用し路線、路線番号、の修正を行うと共に、属性を付加したデータ作成を行うものとする。作成するデータ項目は次のとおりとする。

- (1) 認定路線形状（経路）
- (2) 認定路線番号
- (3) 道路種別（1級路線、2級路線、その他路線）
- (4) 起終点地番
- (5) 認定年月日
- (6) 供用開始年月日

6 検査校正

受注者は、完成した現況図、台帳図と編集図、測定基図と対比し、更新漏れや描画方法の疑問点を抽出し修正を行うものとする。

7 データ編集及び座標測定

受注者は、測定基図に基づき各調書作成に必要な各種データを路線毎にデータ表に整理し、区間データ、路線データを作成するとともに、精密座標測定機により、道路面積及び延長を算出する為に必要な座標値を測定するものとする。

8 電算処理

受注者は、以下に示す事項について実施するものとする。

- (1) 作成されたデータ表の数値を電算に取り込み延長、面積を計算する。
- (2) 作成された新データの値と、前年作成された値を比較計算し増減表を作成する。
- (3) 増減表と測定基図作成時に計算した予想数値と対比しデータ作成と電算結果に誤りがないか確認を行う。

9 農道台帳調書作成

受注者は、作成したデータから農道台帳調書を作成するものとする。また、フォーマット及び記載項目は、既存の農道台帳調書をベースに発注者受注者協議のうえ決定するものとする。なお、農道台帳の区間切りは、以下の項目とするが、疑義が生じる場合は、発注者受注者協議のうえ決定するものとする。

- (1) 道路幅員別（0.5m以上変化する箇所）
- (2) 道路区分別（重要、供用、未供用）
- (3) 路面種別（コンクリート、高級・簡易アスファルト、砂利等）

- (4) 道路構造別（車道、歩道、分離帯、側溝、路肩、橋等）
- (5) 道路種別（一定要件道・一般農道）
- (6) 自動車交通不能区間
- (7) 農道管理者
- (8) 事業名・地区名・事業主体・工種・工期・譲与年月日
- (9) その他、監督職員の指示により必要とする事項

10 新旧調書データ比較検証

受注者は、旧アナログ台帳の調書とデジタル化による新調書の数値比較検証を行うものとする。総延長、実延長および総面積のほか、サンプルの路線をいくつか抽出し、数値の誤差を検証するものとする。検証結果は、成果報告書として納めるものとする。

11 農道台帳図データファイル作成

受注者は、農道台帳図データファイルを作成し、電磁的記録媒体（CD-ROM等）への記録及びウイルスチェックを行うものとする。なお、農道台帳図データファイルの番号体系等は、協議の上決定するものとする。

12 製本

受注者は、検査修正後に完了した農道台帳数値図化データを出力し、製本を作成するものとする。なお、製本の色・縮尺等は発注者受注者協議の上決定するものとする。また、農道調書についてもあわせて製本するものとする。作成する調書は下記のとおりとする。

- (1) 農道台帳作成済延長総括表
- (2) 農道台帳
- (3) 農道延長・面積集計表
- (4) 実延長調書
- (5) 橋梁調書

（デジタルデータ基盤構築）

第27条 本作業は、前条までに作成された都市計画基本図データ、道路台帳図データ、農道台帳図データを統合編集し、デジタルデータ基盤の構築を行うものとする。統合編集されたデジタルデータ基盤は、データ利活用を前提とし異縮尺混在型の数値地形図とするが、発注者受注者協議の上決定するものとする。

（縮小地形図作成（地図情報レベル10000、25000）

第28条 受注者は、作成した数値地形図データファイル（地図情報レベル2500）を用いて、線種及び記号の変更、等高線の間引き、注記のサイズ・位置変更及び削除等の縮小編集等の図形編集処理を行い、縮小地形図レベル10000及びレベル25000データを作成するものとする。

(都市計画情報関連データ修正)

第29条 受注者は、作成した数値地形図（地図情報レベル 2500）を背景に、都市計画に関連する必要な情報について数値データの修正を行い、都市計画情報関連データを作成するものとする。

(1) 都市計画決定図書等に基づき、図形編集装置にて数値地形図データファイル（地図情報レベル2500）上に、以下に示す都市計画決定情報について修正を行うものとする。

- ① 市町村界
- ② 市街化区域
- ③ 用途地域
- ④ 臨港地区
- ⑤ 地区計画区域
- ⑥ 都市施設
- ⑦ 土地区画整理事業区域
- ⑧ その他発注者が必要と認めたもの

(2) 都市計画情報データファイルは、テキスト・ポイント・ライン・ポリゴンの各要素でベクトル入力し、各データの整合、論理チェックを行うものとする。なお、入力形式はShape形式で作成するものとし、発注者受注者協議の上、建蔽率、容積率等必要な属性情報も付加し、後続作業で各種属性が参照できるよう作成するものとする。

(農業集落排水台帳デジタル化)

第30条 本作業は、現在アナログ管理されている農業集落排水台帳図のデジタル化を行い、デジタルデータ基盤として利活用できるよう作成するものとする。

1 計画準備

受注者は、農業集落排水台帳デジタル化における作業方法及び各工程における使用機器、人員構成等を決定し、後続作業に支障の無いよう合理的かつ効率的に業務を遂行するための業務計画書を作成し発注者の承認を得るものとする。

2 農業集落排水台帳図スキャニング

受注者は、農業集落排水台帳図原図のスキャニングを行い、農業集落排水台帳図としてラスターデータを作成するものとする。

(1) 解像度は、300dpi以上とし、ファイル形式はtif, Jpeg形式等とする。

(2) 台帳図に四隅座標、路線図に座標表記がある場合は、それらを利用して標定を行うものとする。ただし、座標表記の無い図面については、スキャニング後の台帳図と航空写真画像データ（写真地図）及び同時調整計算成果を用いて、四隅の座標を基に幾何補正を行うものとする。

3 農業集落排水台帳図数値化

受注者は、農業集落排水台帳図を基に以下の農業集落排水台帳データ化（図形・属性）データ入力を行うものとする。

図 形	属 性
管渠	処理区、処理分区、管機能、管断面、管種、呼び径、勾配、区間距離、副管有無、土被り
人孔	処理区、処理分区、人孔型式、人孔機能、地盤高、人孔深
取付管	処理区、処理分区、管断面、管種、呼び径、取付管延長、上流人孔からの距離
枿	処理区、処理分区、ます分類、ます型式
マンホールポンプ	処理区、処理分区、口径、容量、揚程、設置年月日、水位計

4 清掃履歴データ作成

受注者は、発注者が貸与する清掃業務資料より清掃エリア情報のデータ作成を行い、庁内利用システムにて閲覧可能なデータ整備を行うものとする。

5 検査修正

受注者は、作成した農業集落排水台帳数値化データについて、図形及び属性についての整合性検査を行うこととし、数値化データに取得漏れ、誤り等がある場合は訂正するものとする。

6 農業集落排水台帳更新

受注者は発注者から貸与する新設もしくは更新された農業集落排水施設箇所についてデータを作成するものとする。なお、作成する図形及び属性データは排水設備設置計画図を元に作成するものとし、取得属性データについては数値化作業と同等のものとする。

7 製本

受注者は、検査修正後に完了した農業集落排水台帳図数値化データを出力し、製本を作成するものとする。なお、製本の色・縮尺等は発注者受注者協議の上決定するものとする。作成する調書は下記のとおりとする。

- (1) 総括調書
- (2) 管きょ延長調書
- (3) マンホール調書
- (4) 公共ます及び取付管調書
- (5) マンホールポンプ調書

（各種データ作成）

第31条 受注者は、以下の各種データをデジタルデータ基盤に搭載するためにデータ作成

を行うものとする。各種データの作成方法については、発注者受注者協議の上決定するものとする。

- (1) 臨港地区
- (2) 地区計画
- (3) 都市公園
- (4) 土地区画整理事業
- (5) その他の都市施設
- (6) 特別指定区域
- (7) 学校区

(下水道台帳デジタル化（令和8年度業務））

第32条 本作業は、現在アナログ管理されている下水道台帳図のデジタル化を行い、デジタルデータ基盤として利活用できるよう作成するものとする。なお、本作業は令和8年度に作業を予定しており、本業務には含まない。

1 計画準備

受注者は、下水道台帳デジタル化における作業方法及び各工程における使用機器、人員構成等を決定し、後続作業に支障の無いよう合理的かつ効率的に業務を遂行するための業務計画書を作成し発注者の承認を得るものとする。

2 下水道台帳図スキャニング

受注者は、下水道台帳図原図のスキャニングを行い、下水道台帳図としてラスターデータを作成するものとする。

- (1) 解像度は、300dpi以上とし、ファイル形式はtif、Jpeg形式等とする。
- (2) 台帳図に四隅座標、路線図に座標表記がある場合は、それらを利用して標定を行うものとする。ただし、座標表記の無い図面については、スキャニング後の台帳図と航空写真画像データ（写真地図）及び同時調整計算成果を用いて、四隅の座標を基に幾何補正を行うものとする。

3 下水道台帳図数値化

受注者は、下水道台帳図を基に以下の下水道台帳データ化（図形・属性）データ入力を行うものとする。

図 形	属 性
管渠	処理区、処理分区、管機能、管断面、管種、呼び径、勾配、区間距離、副管有無、土被り
人孔	処理区、処理分区、人孔型式、人孔機能、地盤高、人孔深
取付管	処理区、処理分区、管断面、管種、呼び径、取付管延長、上流人孔からの距離
柵	処理区、処理分区、ます分類、ます型式

マンホールポンプ	処理区、処理分区、口径、容量、揚程、設置年月日、水位計
----------	-----------------------------

4 清掃履歴データ作成

受注者は、発注者が貸与する清掃業務資料より清掃エリア情報のデータ作成を行い、庁内利用システムにて閲覧可能なデータ整備を行うものとする。

5 検査修正

受注者は、作成した下水道台帳数値化データについて、図形及び属性についての整合性検査を行うこととし、数値化データに取得漏れ、誤り等がある場合は訂正するものとする。

6 下水道台帳更新

受注者は発注者から貸与する新設もしくは更新された下水道施設箇所についてデータを作成するものとする。なお、作成する図形及び属性データは排水設備設置計画図を元に作成するものとし、取得属性データについては数値化作業と同等のものとする。

7 製本

受注者は、検査修正後に完了した下水道台帳数値化データを出力し、製本を作成するものとする。なお、製本の色・縮尺等は発注者受注者協議の上決定するものとする。作成する調書は下記のとおりとする。

- (1) 総括調書
- (2) 管きょ延長調書
- (3) マンホール調書
- (4) 公共ます及び取付管調書
- (5) マンホールポンプ調書

第5章 GIS活用環境構築

(庁内GIS活用環境構築)

第33条 受注者は、各種データを利活用するための庁内GISを以下の要件を満たす形で構築するものとする。なお、システム構成については【別紙2】「システム構成図」を参照するものとし、別業務にてオンプレミス環境の独自ネットワークを構築する予定としているため、受注者はそのネットワーク上にシステム環境構築を行うものとする。

(1) システム構築要件

本作業にて導入する庁内GISは、無償で利用できるオープンソースソフトウェアのデスクトップGISを導入するものとする。なお、導入費用やライセンス費用などが発生するGIS（パッケージ販売されているGISソフトウェア）を求めるものではない。

(2) システムライセンス数

ライセンス数：5ライセンス

(3) 利用端末

別業務にて本市が調達するネットワーク及びハードウェア機器にて運用を行うものとする。なお、調達予定のハードウェアについては【別紙3】「庁内GISハードウェア」を参照すること。

(4) システム機能

別添「庁内利用システム機能要件表」を満たすものとする。

(テスト環境構築及びテスト)

第34条 受注者は、庁内利用システム運用前に庁内利用システムテスト環境構築を行うものとする。テスト期間は、発注受注者協議の上決定するものとする。

(システムデータセットアップ)

第35条 受注者は、【別紙4】「搭載データ一覧」のとおり庁内利用システム及び各種データについてサーバにセットアップし、動作確認検証を行うものとする。

(庁内GIS操作研修)

第36条 受注者は、システムの本稼働前に操作マニュアルを作成のうえ、職員を対象とするシステム操作研修を行うものとする。なお、今後のシステム運用を円滑に行うため、操作研修はシステム管理者、一般利用職員向け等役割に応じて実施するものとする。

(庁外GIS活用環境構築)

第37条 受注者は、庁外でのデータ利活用や情報公開を前提として活用するGISを以下の要件を満たす形で構築するものとする。なお、システム構成については【別紙2】「シス

テム構成図」を参照するものとする。

(1) システム構築要件

本作業にて導入する庁外GISは、「デジタル実装の優良事例を支えるサービス/システム」のカタログに記載されているモデル仕様書に準拠したサービスを導入するものとする。

(2) システムライセンス数

ライセンス数：無制限

(3) 利用端末

区 分	条 件
パソコン	OS が Windows、macOS 等、ウェブブラウザは、MicrosoftEdge、GoogleChrome、Safari、Firefox 等の主要なウェブブラウザで利用が可能であること。
モバイル端末	iOS 並びにアンドロイド搭載のタブレット型の機種や、スマートフォンで利用可能であること。

(4) システム機能

別添「庁外利用システム機能要件表」を満たすものとする。

(テスト環境構築及びテスト)

第38条 受注者は、庁外利用システム運用前に庁外利用システムテスト環境構築を行うものとする。テスト期間は、発注受注者協議の上決定するものとする。

(システムデータセットアップ)

第39条 受注者は、【別紙4】「搭載データ一覧」のとおり庁外利用システム及び各種データについてサーバにセットアップし、動作確認検証を行うものとする。

(庁外利用システム操作研修)

第40条 受注者は、システムの本稼働前に操作マニュアルを作成のうえ、職員を対象とするシステム操作研修を行うものとする。

第7章 成果品

(成果品)

第41条 本業務の成果品は次の通りとする。

(1) デジタルデータ基盤構築及びインフラ情報等デジタル化

- | | |
|------------------------------|-----|
| ① 航空写真データ | 1 式 |
| ② デジタルデータ基盤 | 1 式 |
| ③ 道路台帳図データ | 1 式 |
| ④ 農道台帳図データ | 1 式 |
| ⑤ 縮小地形図（地図情報レベル10000, 25000） | 1 式 |
| ⑥ 都市計画情報関連データ | 1 式 |
| ⑦ 農業集落排水台帳図データ | 1 式 |

(2) GIS活用環境構築

- | | |
|----------------------------|---------|
| ① 庁内利用システム | 5 ライセンス |
| ② 庁内利用システムマニュアル | 1 式 |
| ③ 庁外利用システム | 1 式 |
| ④ 庁外利用システムマニュアル | 1 式 |
| (3) その他発注者の指示により受注者が認めた成果品 | 1 式 |

(納入場所)

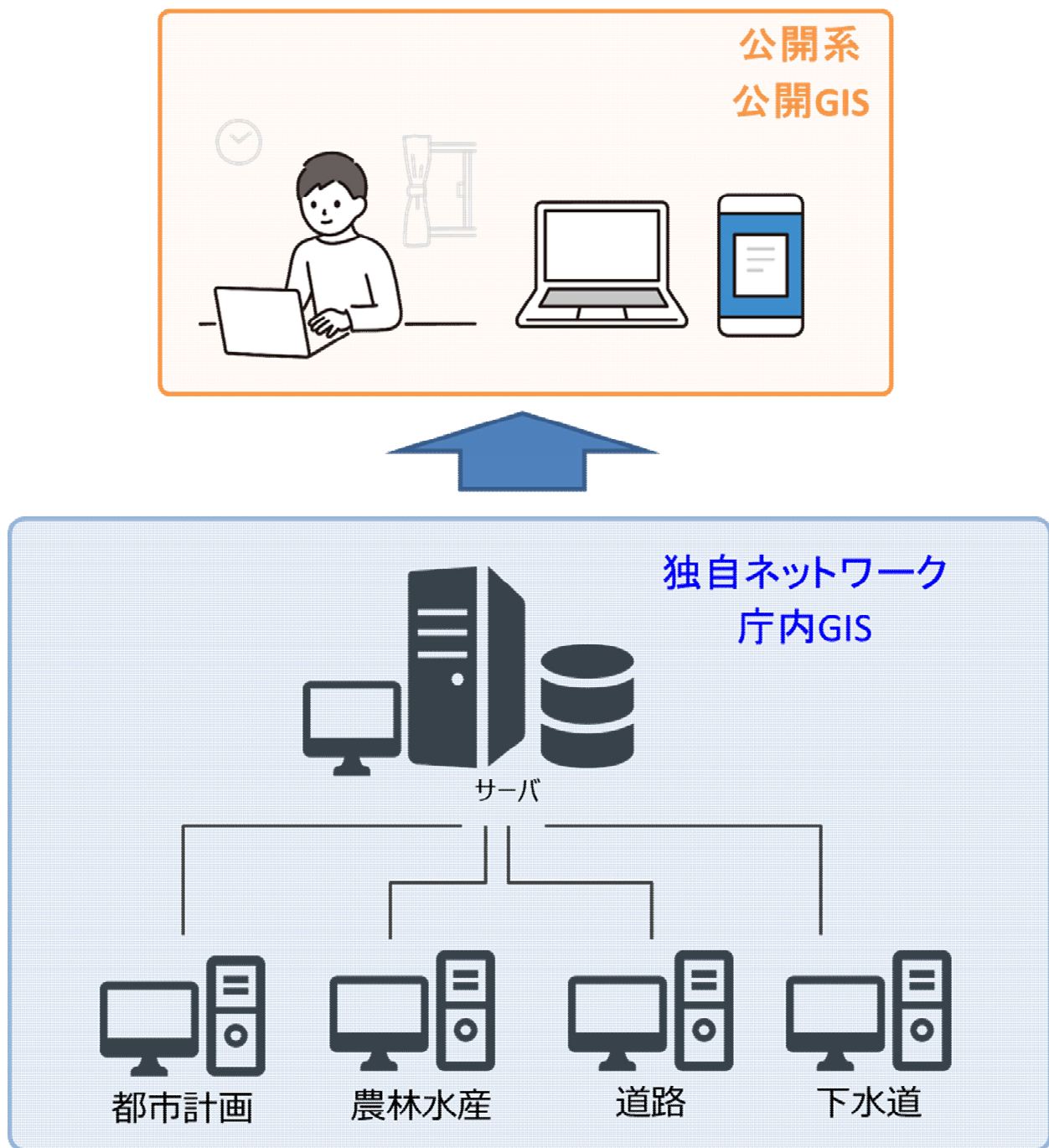
第42条 本成果品の納入場所は、相生市企画総務部企画広報課とする。

【別紙 1】業務作業量及び貸与資料一覧

年 度	業務及び作業数量	貸与資料
令 和 7 年 度	航空写真撮影：90.4 km ²	—
	都市計画基本図修正：90.4 km ²	・平成 30 年度都市計画基本修正業務成果品：1 式（DM、Shape、PDF 等）
	道路台帳デジタル化（契約数量に増減があります。） ・路線延長：286.389km（レベル 500：約 150.54km レベル 1000：約 135.849 km） ・路線数：1,184 路線	・認定路線網図：1 式（Shape・紙） ・平面図（レベル 500）：145 面（マイラー・紙・Tiff、PDF） ・平面図（レベル 1000）：130 面（マイラー・紙・Tiff、PDF） ・道路台帳調書：1 式 ・道路反射鏡：605 箇所（Shape） ・トンネル：1 本 ・橋梁：264（Excel） ・境界明示データ：8,161 箇所数（Shape・JPEG） ・古図：759 枚（Tiff） ・法 17 条地図：636 枚（Tiff） ・道路標識：200 箇所（Shape） ・道路照明：2276 箇所（Shape）
	道路台帳更新（契約数量に増減があります。） ・道路改良路線（レベル 1000）：0.293 km ・新設認定路線（レベル 1000）：0.450km ・舗装改良路線（レベル 1000）：0.548km ・調書補正：0.971km ・各種集計表作成 ・道路反射鏡データ作成：1 箇所 ・防護柵データ作成：0.015km ・境界明示データ作成：15 箇所 ・認定路線網図データ作成：0.841km ・告示資料作成：4 箇所 ・印刷製本（道路台帳図縮小版（レベル 1000））：A3 版 ・印刷製本（認定路線調書）：1 式	・議会資料：1 式 ・出来高図（工事図面）：1 式 ・反射鏡、照明、標識位置図：1 式
	農道台帳デジタル化 ・路線延長：55.705km（レベル 1000）	・認定路線網図：1 式（Shape・紙）

	・路線数：304 路線	・平面図（レベル 1000）：343 面（Tiff、PDF） ・農道台帳調書：1 式
	都市計画情報関連データ修正	・都市計画用途図：1 式（Shape）
	農業集落排水台帳デジタル化 ・農業集落排水地区数：7 地区 ・農業集落排水管理延長：77 km ・農業集落排水柵数：1580 件 ・農業集落排水人孔数：2926 個 ・農業集落排水清掃履歴：10 箇年分（エリアハッチ） ・小規模下水道管理延長：0.5km ・小規模下水道柵数：26 件 ・マンホールポンプ：82 箇所	・農業集落排水台帳：7 地区（紙） ・小規模下水道台帳：1 式（紙）
	農業集落排水台帳更新 ・農業集落排水柵・取付管：72 個 ・小規模下水道排水柵・取付管：2 個	・排水設備設置計画図：72 箇所（紙） ・排水設備設置計画図：2 箇所（紙）
	各種データ作成 ・区域区分図：1 式 ・臨港地区図：2 地区 ・都市計画道路：1 式 ・地区計画図：4 地区 ・都市公園：42 箇所 ・土地区画整理事業：6 箇所 ・その他の都市施設：3 施設 ・学校区：7 区 ・特別指定区域：17 地区	・区域区分図：1 式（Shape） ・臨港地区図：2 地区（紙） ・都市計画道路：1 式（Shape） ・地区計画図：4 地区（紙） ・都市公園：42 所（紙） ・土地区画整理事業：6 箇所（紙） ・その他の都市施設：3 施設（紙） ・学校区：7 区（紙） ・特別指定区域：17 地区（紙）
令和 8 年度	下水道台帳デジタル化 ・下水道台帳管理延長：202.9 km ・下水道台帳柵数：14,468 件 ・下水道台帳人孔数：8895 個 ・下水道清掃履歴：21 箇年分（エリアハッチ） ・マンホールポンプ：50 箇所	・下水道台帳：1 式（紙）
※参考	下水道台帳更新 ※参考として令和 6 年度異動分 ・下水道台帳更新延長：0.013 km ・下水道台帳柵数：22 件 ・下水道台帳人孔数：1 個	・排水設備設置計画図：1 式（紙）

【別紙2】システム構成図



【別紙3】 「庁内 GIS ハードウェア」

品 目	概 要	数量	単位
DELL PowerEdge R360	• CPU：インテル® Xeon® E-2468 2.6G 8C/16T 24M キャッシュ ターボ HT(65W) DDR5-4800 • メモリー容量：16GB UDIMM, 5600MT/s ECC • RAID 構成：RAID 5 HDD/SSD 用(適合タイプ/スピード/容量) • ハードドライブ：2.4TB HDD SAS 12Gbps 10K 512e ISE 2.5 インチホットプラグ • OS：Windows Server2022 タンダード 16 コア 工場インストール メディアなし CAL なし 多言語 • 保守：ProSupport と翌営業日対応オンサイト保守サービス	1	台
DELL OptiPlex 7020	• プロセッサー：インテル® Core™ i514500vPro® (24MB キャッシュ 14 コア 20 スレッド 最大 5.0GHz まで可能) • メモリー：16 GB, 1 x 16 GB, DDR5 • ストレージ：256GB M.2 PCIe NVMe Class 35 SSD • Microsoft Office ライセンス：Microsoft Office Home & Business 2021(日本語/法人向けデジタル認証版) • 保守：ProSupport と翌営業日対応オンサイト保守サービス	5	台
PHILIPS モニターディスプレイ 271E1D/11	—	6	台
バックアップ用 NAS 本体 QNAP TS-264	—	1	台
NAS 用ハードディスク WD8005FRYZ 8TB	—	2	台
UPS BL100TG5	—	1	台

【別紙４】搭載データ一覧

番号	地図情報の名称	更新頻度	庁内利用 システム 搭載	庁外利用 システム 搭載	備考
1	デジタルデータ基盤	年２回	○	○	
2	区域区分図	５年に１回	○	○	
3	用途地域図	５年に１回	○	○	
4	臨港地区	５年に１回	○	○	
5	都市計画道路	５年に１回	○	○	
6	地区計画	５年に１回	○	○	
7	都市公園	５年に１回	○	○	
8	土地区画整理事業	５年に１回	○	○	
9	その他の都市施設	５年に１回	○	○	
10	特別指定区域	５年に１回	○	○	
11	認定路線網図	年１回	○	○	
12	道路台帳図	年１回	○	○	
13	施設位置図	年１回	○		
14	境界明示	年１回	○		
15	法定外公共物	年１回	○		
16	道路付属物	年１回	○		
17	境界点網図（鰯浜）	年１回	○		
18	指定道路	—	○	○	受注者が県データを取得
19	農道台帳図	５年に１回	○	○	
20	農道網図	５年に１回	○	○	
21	農業集落排水台帳平面図	不定期	○	○	
22	清掃履歴データ	不定期	○		
23	地籍図	年１回	○		農林水産課より貸与（Shape）
24	航空写真（1/1,000）	５年に１回	○	○	
25	地番図	年１回	○		税務課より貸与（Shape）
26	ハザードマップ	—	○	○	受注者が県データを取得
27	空き家	３年に１回	○		約1,500棟※増減あり 地域振興課より貸与（CSV）
28	学校区	不定期	○	○	
29	下水道台帳平面図	年１回	○	○	令和８年度業務
30	清掃履歴データ	年１回	○		令和８年度業務